

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月 日

福山市長 様

提出者

住所 福山市金江町藁江65番地

氏名 株式会社 前田組
代表取締役 前田 直秀

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 084-935-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 前田組
事業場の所在地	福山市金江町藁江65番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
(管理体制図)			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 29 年度)実績量
 計画：今年度(平成 30 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	396	30								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	56	100								
紙くず	4	2								
木くず	107	100								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	19	5								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2	20								
鋳さい										
がれき類	7803	8500								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
廃石膏ボード	42	40								
石綿含有産業廃棄物	2	5								
廃石綿等	1	1								
混合廃棄物	0	2								
合計	8432	8805	0		0		0		0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	396	30			0	0				
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	56	100			56	100				
紙くず	4	2			4	2				
木くず	107	100			107	100				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	19	5			19	5				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2	20			2	20				
鋳さい										
がれき類	7803	8500			7803	8500				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
廃石膏ボード	42	40			42	40				
石綿含有産業廃棄物	2	5			0	0				
廃石綿等	1	1			0	0				
混合廃棄物	0	2			0	2				
合計	8432	8805	0		8033	8769	0		0	

<p>産業廃棄物の分別に関する事項</p>	<p>建設副産物は混合してしまうと再資源化や適切な処置が困難になるため、現場において処理方法に応じて分別を徹底するとともに、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように適切に保管しています。</p> <p>1. 現場での分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生資源利用可能な資材の分別 ②燃えるものと燃えないものの分別 ③一般廃棄物(現場作業員の生活系廃棄物)と直接工事から排泄される産業廃棄物の分別 ④中間処理に適合した品目の分別 <p>2. 現場での管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飛散・流出防止対策としての粉塵防止、浸透対策の徹底 ②悪臭防止対策 ③容器を設け、保管物の種類の表示 可燃物の保管には消火器の設置
<p>産業廃棄物の再生利用に関する事項</p>	<p>建築副産物の搬出を抑制するため発生抑制、現場内再利用、減量化の積極的に努める。また、建設副産物を排出する際には、再資源化を図るために、再資源化施設を活用する。</p> <p>1. 再資源化及び再生資材の利用</p> <p>再資源化すべき副産物は建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材が指定されており、工事ごとに再資源化施設に持ち込み、再生資源化を行う。</p> <p>2. 現場内利用</p> <p>建設副産物の搬出を抑制するために、建設副産物を現場内で改良・破砕等を行った後に、資材として再利用することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建設発生土 ② コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 <p>3. 廃棄物の再生利用指定制度の活用</p> <p>4. 廃棄物の広域再生利用指定制度の活用（石膏ボード等）</p>

産業廃棄物の処理に関する事項

種類別排出量(単位：トン)

安定型品目			
コンクリート	アスコン	がれき類	ガラス陶磁器
8000	300	200	20
廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物	石綿含有
100	5	2	5

管理型品目		
汚泥	木くず	紙くず
30	100	2
廃石膏ボード	混合廃棄物	石綿含有
40		

特別管理型
廃石綿等
1

処理状況・委託処理の状況

建設業においては、排出事業者は、原則として元請負業者である当社が該当するので建設廃棄物の発生抑制と再利用による減量化に極力努めている。

基本的スタンスは、自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適切に処理することである。

建設廃棄物処理委託については、排出前に収集・運搬業者と事前に委託契約を締結することはもとより、「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分許可証」及び「産業廃棄物処理施設設置許可証」の写しを求め確認している。その時に処理業者が受けている許可範囲の確認も怠らないようにしてる。

収集運搬については、

- ①取り扱うことのできる地域の確認
- ②取り扱うことのできる産業廃棄物の処理の確認
- ③許可証の有効期限の確認等を行う。

処分業者については

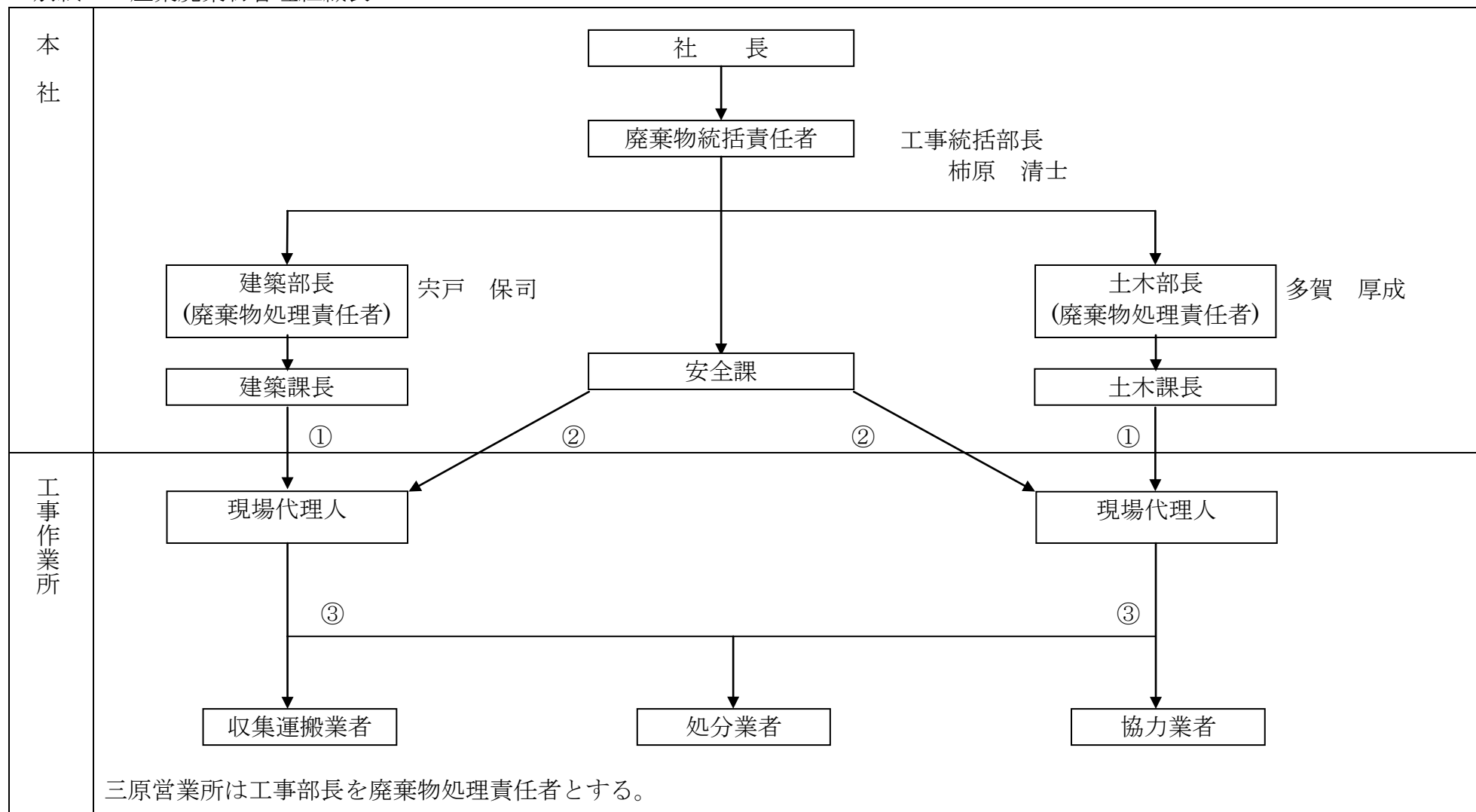
- ①処理施設の場所及び許可証の確認
- ②処理施設の許可内容及び処理能力の確認
- ③有効期限の確認。また、積み替え保管、中間処理施設、最終処分場の視察又は経路図並びに写真の提出。

委託処理を行う時は、運搬車両ごとにmanifestを発行し、産業廃棄物の種類、性状、処理方法、処分先及び取扱い注意事項（必要に応じ）を明確にします。

また、支払いは、処理業者から回収したmanifestにより最終処分が完了したことを確認の後に行います。期日内にmanifestが回収できない場合は、処理業者に確認します。manifestは、工事完了後5年間保管します。

<p>産業廃棄物の再生利用に関する事項</p>	<p>建築副産物の搬出を抑制するため発生抑制、現場内再利用、減量化に積極的に努める。また、建設副産物を排出する際には、再資源化を図るために、再資源化施設の活用を行う。</p> <p>1. 資源化及び再生資材の利用</p> <p>再資源化すべき副産物は建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材が指定されており、工事ごとに再資源化施設に持ち込み、再生資源の積極的活用を行う。</p> <p>対象建設工事においては別途解体工事届出書を提出する。</p> <p>2. 現場内利用</p> <p>建設副産物の搬出を抑制するために、建設副産物を現場内で改良・破碎等を行った後に、資材として再利用することを検討する。</p> <p>①建設発生土</p> <p>②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊</p> <p>3. 廃棄物の再生利用指定制度の活用</p> <p>4. 廃棄物の広域再生利用指定制度の活用（石膏ボード等）</p>
-------------------------	--

別紙1 産業廃棄物管理組織表



産業廃棄物処理組織表（2）

- ①
 - a. 工事廃棄物処理計画書の承認
 - b. 監督官庁との連絡調整
 - c. 処理業者の調整と選定の指導
 - d. 廃棄物処理委託契約の締結確認
 - e. 処理状況の点検確認
 - f. 分別解体等契約書の承認

- ②
 - a. 法令是正、指導内容等の周知
 - b. 工事廃棄物処理計画書の確認
 - c. 処理状況の点検教育指導
 - d. 本社全体の処理実績の集計
 - e. 産業廃棄物処理計画の検討
 - f. 分別解体等計画の確認

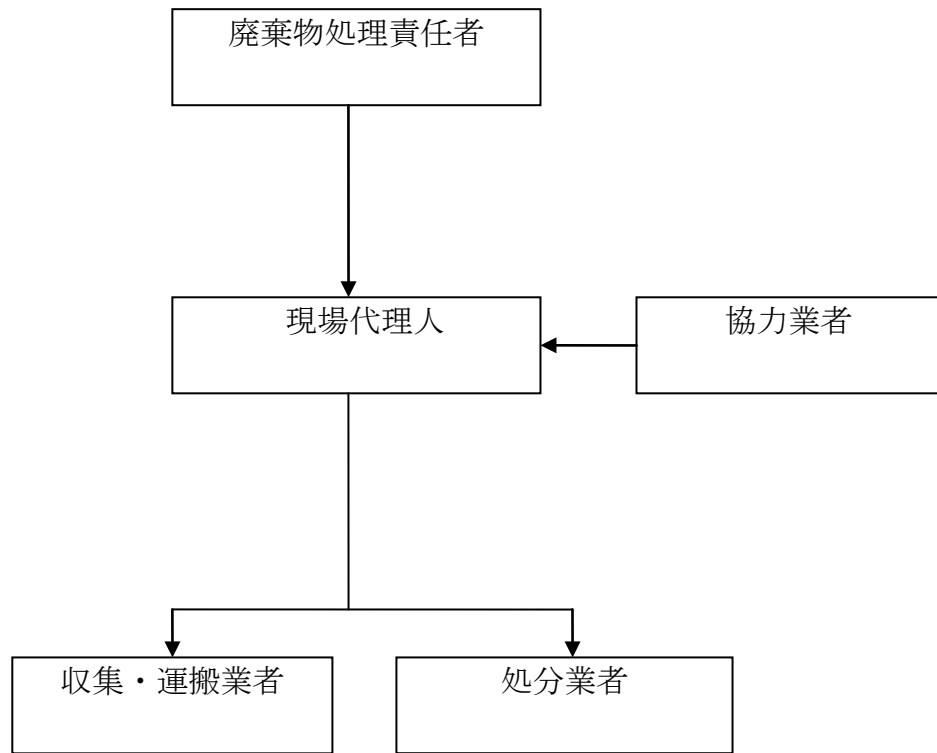
- ③
 - a. 工事廃棄物処理計画書の作成
 - b. 発注者及び監督官庁への対応
 - c. 発生量の抑制、再生利用等減量化の計画的な推進
 - d. 建設廃棄物処理委託契約の締結
 - e. 処理状況の確認（マニフェストの発行、照合、確認及び現地確認等）
 - f. 処理実績報告書の提出
 - g. 処理業者及び協力業者の監督、指導
 - h. 建設産廃の現場内の適正保管
 - i. 工事終了後の関係書類の保管
 - j. 分別解体等計画の作成及び実施

工事廃棄物処理計画 年 月 日	承認	確認	作成
	廃棄物処理責任者	安全課	現場代理人

1. 工事概要

工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
構造	鉄骨、鉄筋コンクリート、土木構造物
工事内容	新築、増築、改築、新設

2. 管理体制



3. 廃棄物の排出の抑制

当工事においては、廃棄物の排出抑制をするために、包装を含める過剰材の搬入を極力抑える。また、再利用については、再資源化施設に持ち込み、再資源を積極的に活用する。

4. 廃棄物の分別

建設廃棄物は混合してしまうと再資源化や適切な処置が困難になるので、現場において処理方法に応じて、分離徹底するとともに、周辺環境に影響を及ぼさないように適切に保管する。

分別

① 再生資源可能な資材の分別

木くず、紙くず（段ボール）、コンクリート塊、金属くず、石膏ボード

② 燃えるものと燃えないものの分別

③ 一般廃棄物

④ 中間処理に適合した品目

破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別

保管

① 飛散・流出防止対策として粉塵防止、浸透防止対策の徹底

② 悪臭対策

③ 分別廃棄物毎に容器（コンテナ）を設け、保管物の種類や責任者の表示

④ 可燃物の保管には消火器の設置

上記を作業関係者に周知徹底。

5. 廃棄物の再生利用

建設副産物の搬出を抑制するための発生抑制、現場内再利用、減量化、再生資源化を積極的に行う。

①再資源化及び再生資材の利用

建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（二次製品）

再生資源化施設：

②現場内再利用

建設副産物の搬出を抑制するため、現場内で改良・破碎等を行った後に、資材として再利用する。

建設発生土搬出先：

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊（破碎して路盤材等）

現場内破碎等再利用：

③廃棄物の広域再生利用指定制度の活用

石膏ボード：

6. 廃棄物処理に関する事項

現場代理人は、作業所から排出した廃棄物処理を行った月毎に集計し、安全課に提出する。

様式は、**処理実績報告書 (MA 2 1 - 0 3)** とする。

7. 委託契約に関する事項

収集運搬業者：

許 可 番 号：

契 約 日：

中間処理業者：

許 可 番 号：

契 約 日：

最終処分業者：

許 可 番 号：

契 約 日：

8. 処理状況の確認

処理場所の確認及び許可証の確認

確認日：平成 年 月 日

処理場所及び処理能力の確認

確認日：平成 年 月 日

処理実績報告書																	
工事名																	
工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																	
月 / 日	管理型品目					特	安定型品目							合計 トン数	現場 代理人 印	安全 課 印	廃棄物 処理 責任者 印
	汚泥	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	※2石綿含有廃棄物	廃石綿等	コンクリート	アスコン	その他がれき類	ガラス・陶磁器	廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物				
累計																	
備考														承認			
														廃棄物 統括責任者			

※1 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類 以上10品目

※2 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（スレート、石綿管、パルプセメント板、ビニールタイルなど

(MA21-03)

